教私第２７０９号

令和７年１月16日

各私立幼稚園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和６年度文部科学省私立学校施設整備補助金の事業募集について（照会）

標記について、文部科学省初等中等教育局幼児教育課より連絡がありました。つきましては、本補助金の活用を希望される幼稚園におかれては下記により関係書類を御提出ください。

なお、内定前の事業着手があった場合は補助対象外となりますので、御留意ください。

記

1. 対象園

学校法人が設置する私立幼稚園（施設型給付園を含む）

* 幼稚園型認定こども園及び幼稚園型を含め認定こども園に移行する幼稚園は、対象外となります。

1. 応募条件

* 交付要綱等で定められた、補助要件等を満たすこと。
* 事業着手（工事契約の締結）していないこと。
* 令和６年度中に完了する事業であること。

※内定通知が発出されるまでは契約を含めた事業着手を行うことができず、その後今年度中に事業完了する必要がありますので、工事工期などを考慮し、要件違反となる可能性がないかよくご確認の上応募ください。

1. 募集事業

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱に定められる以下の事業。

○耐震補強工事（Is 値0.3 未満、又はIw 値0.7 未満のものに限る）、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化

○防犯対策工事

○特別防犯対策工事

○増築

○改築

○アスベスト等対策工事

○エコ改修事業

○内部改修工事

○バリアフリー化工事

* 上記以外の事業は今回の募集の対象外です。
* なお、事業の概要及び要件等については、「私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱」及び「令和６年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の事業概要について」をご確認ください。
* 預かり保育事業等…子ども・子育て支援法第７条第１０項第５号に規定する事業（預かり保育事業）及び同項第６号に規定する一時預かり事業（私立幼稚園の施設において行うものに限る。）を指します。

1. 提出について

* 提出方法

インターネット申請（[こちらをクリック](https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/e8e51f52-69e2-4c03-bd3f-1b8c3ad4e385/start)）

* 提出期限

令和７年１月22日（水）　17時厳守

* 提出物

以下２点のExcelファイル

１　令和６年度事業計画一覧（三次募集）

２　私立幼稚園施設整備費補助金計算書

※特別防犯対策事業の活用を希望される園は『私立幼稚園施設整備費補助金計算書（特別防犯対策専用）』を使用してください。

1. 今後の予定等
   1. 文部科学省より事業採択の通知および事業計画書の提出依頼
   2. 文部科学省より内定
   3. 事業着手（工事契約締結。内定前着手厳禁。）

* この照会への回答をもって、補助金の交付を決定するものではありません。
* 今回、事業計画一覧等を提出いただいた後、文部科学省にて事業の確認を行い、事業計画書の提出を求める事業が選定されます。選定された事業については、あらためて事業計画書の提出を依頼します。ただし、選定をもって事業の採択が内定するわけではありません。
* 事業の実施時期によっては事業計画書の提出依頼から短期間での提出依頼と　　なる場合があります。応募した事業がすべて採択されるとは限りませんが、採択後には速やかに必要書類を提出いただく必要がありますので、予め準備できるものは準備しておいていただきますようお願いいたします。

1. 令和６年度に交付決定する新増改築時の構造別単価

|  |  |
| --- | --- |
| 構造 | ㎡あたり単価 |
| Ｒ，耐Ｓ、Ｗ | 238,300円 |
| Ｓ | 211,800円 |

1. 補足

* 改築（耐震）、耐震補強の区分で提出する事業については、事業計画一覧のIs値又はIw値記入欄を必ず記入してください。

　なお、事業計画書提出時にIs値又はIw値が確認できる書類（耐震性能判定表等）の提出を求められますので正確な値を記載してください。

　また、非構造部材の耐震対策については、建築基準法第12条に基づく調査及び点検（以下、「建築基準法点検」という。）又は建築基準法点検と同程度の専門的な点検における項目（特に、災害発生時に落下・倒壊等により人的被害が懸念される項目）に係る耐震対策を実施する事業について優先的に採択される予定です。

* 耐震補強工事（耐震診断費）について、耐震診断費の交付後、３年以内に耐震化に着手することを条件とし、耐震診断の実施に要する費用についても補助対象とします。（※昨年度までの補助制度においても、当該事業（耐震改築工事及び耐震補強工事）の対象となる建物に係る耐震診断に要する経費（工事着工年度の前々年度支出分まで）を対象としています。）
* 特別防犯対策工事については、令和７年度までの時限措置であり、補助率を１/２に引き上げ、事業費の下限額を30万円、上限額を1000万円とします。事業の申請にあたっては、「令和６年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の事業概要について」も参照し、メニューの趣旨や通常の防犯対策工事との違いを確認したうえで、事業計画の作成をお願いします。
* 預かり保育等の実施に伴う事業については、事業計画書提出時に預かり保育等の実施の確認が出来る書類（園児募集要項や子ども・子育て支援法第５８条の１１第１号に基づき市町村が行う確認の公示等）の提出を求めます。
* 内部改修工事については、事業計画一覧の備考欄に事業の内容（熱中症対策の観点から行う空調設備の整備、預かり保育事業等を実施するスペースを拡張するための改修等）を記載してください。
* 事業計画書の提出を依頼する際に、各事業について文部科学省よりいずれの予算事業への採択候補事業とするかを指定されます。予算区分の変更や希望についてはお応えできかねますので御了承ください。
* 内定前に事業着手があった場合は補助対象外です。事業着手とは、工事契約の締結のことをさします。なお、工事契約前の着手金の支払いなど事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当しますので、御留意ください。
* 原則、令和６年度内に工事を完了するようにしてください。

1. 採択の優先度

期限までに申請のあった事業について、文部科学省において予算の範囲内で採択されますが、その際は、耐震補強や改築（耐震）など、子どもたちの生命に関わる緊急性の高い事業から優先的に採択されます。

私立幼稚園施設の耐震化は喫緊の課題であり、一日も早い改善が必要です。耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園（※）については、まずは耐震対策を最優先で行っていただくよう、お願いいたします。

耐震化の促進を図るためにも、耐震対策以外の事業について、予算の範囲内で採択の優先順位を付ける必要が生じた場合には、「園舎の耐震性があることの確認が既にできているか」が検討材料の１つとされます。事業計画一覧においても、今回の募集から、耐震化の状況を確認するための欄が設けられておりますので、事業の申請にあたっては、可能な限りご回答いただくよう、お願いいたします。

園舎の耐震化の状況については、毎年実施されている「私立学校施設の耐震改修状況等調査」でもご回答いただいているところですが、事業の申請期限までに回答が困難である場合には空欄として申請いただいても構いません。ただし、予算の範囲内で採択の優先順位を付ける必要が生じた場合に、事後的にお伺いする可能性もありますので、園舎の状況の把握には引き続き努めてください。

※耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園

耐震性があることの確認ができていない園舎とは、旧耐震基準で建築された園舎（昭和５６年６月1日の新耐震基準（建築基準法施行令）の施行以前に建築された園舎）で、耐震改修等の対策がなされておらず、耐震性があることが確認できていない（耐震診断を行っていない）ものを指します。複数の園舎を使用している場合、そのうちの1棟でも耐震性の確認ができていなければ、耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園とみなします。

なお、耐震性があることの確認ができていない園舎を有する私立幼稚園について、耐震対策以外の事業に申請すること自体を妨げるものではありません。

　　　また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」にて令和10年度までに非構造部材の耐震対策についても実施率100％を目指すよう示されております。こうした点も踏まえ、園舎の耐震化はもとより非構造部材の耐震対策が未完了の学校につきましても、園児等の尊い生命を地震による被害から守る観点から、本補助金をご活用いただき、耐震対策の積極的な推進の検討をお願いします。

1. 注意事項

事業経費が適正かどうかについて、（２）、（３）、（４）、（５）については、過去に会計検査院からも不当事項として指摘されています。必ずご一読ください。

1. 原則、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定してください。入札によらない場合であっても、３社以上の業者による見積り合わせにより決定してください。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、理由書（様式自由）に具体的に記入する必要があります。
2. 補助対象事業については、原則事業区分ごとに採択等を行います。各事業区分で対象となる経費はその目的に沿った整備に係る経費であり、それ以外の経費については補助対象外経費として適切に取り扱ってください。

いずれの事業区分においても、補助金の対象経費となるのは、「本体工事」と本体工事に伴い必要となる「関連工事」です。本体工事は各事業の目的を達成するための施設整備を指し、関連工事は本体工事の施工に係る必要最低限の範囲（現状復旧等）を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。

1. 補助対象外の工事や補助対象施設とは別の施設の工事とあわせて事業を行う場合は、合理的な方法により総事業費から補助対象事業費を適切に算出してください。
2. 本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計費や諸経費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上してください。共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことがわかるように示してください。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分してください。
3. 新築、増築、改築事業における保有面積・建築面積には、壁（腰壁は除く）や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積は含めることができません。

【本件問合せ先】

　　大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ　下山

メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

|  |
| --- |
| 大阪府教育庁私学課  幼稚園振興グループ　担当：下山  電　話：06-6210-9273  メール：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp) |